

1. 件名：島根原子力発電所2号炉の地震等に係る新規規制基準適合性審査
（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（9）
2. 日時：令和5年10月4日（水）16：00～18：15
3. 場所：原子力規制庁内会議室
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門
野田安全管理調査官 他5名
中国電力株式会社 電源事業本部：担当者 8名
5. 要旨：
 - （1）中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から、平成28年7月4日に申請のあった島根原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、令和4年2月28日の設置変更許可申請の補正に関して、提出資料に基づき敷地の地形、地質・地質構造の説明があった。
 - （2）これに対し、原子力規制庁は、令和5年7月28日の審査会合及び同年8月29日の現地調査における以下の指摘に対する回答内容について、事実確認を行うとともに、事業者の考え方を明確に資料へ反映するよう求めた。
 - ① 既許可の流れ全体と追加調査の位置づけを整理した評価フロー
 - ② 岩盤中の不連続面（小規模な断層）を評価対象としないとする根拠
 - ③ シームの活動性評価の根拠に対する追加検討
 - （3）中国電力から、上記内容に対して適切に対応する旨の回答があった。
6. 提出資料^{※1}
＜本年9月25日提出済＞
 - ・ 島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地盤（敷地の地形、地質・地質構造）（コメント回答）
 - ・ 島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地盤（敷地の地形、地質・地質構造）（ボーリング柱状図・コア写真集）

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。